

騒音・振動規制法の手引

松江市 環境保全部 環境保全課

騒音・振動規制法の手引・目次

事業者の方へ	2
騒音・振動各種届出の手引	
騒音規制法、振動規制法による特定施設の届出	4
騒音規制法、振動規制法による特定建設作業の届出	5
指定地域	6
各種基準及び特定施設等	
特定工場等において発生する騒音の規制基準	8
騒音に関する特定施設	8
騒音規制法の特定建設作業の種類	9
特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準	10
特定工場等において発生する振動の規制基準	11
振動に関する特定施設	11
振動規制法の特定建設作業の種類	12
特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準	12
各種法令	
騒音規制法	14
振動規制法	18

事業者の方へ

騒音・振動の防止のために、騒音規制法、振動規制法によって、各種の施設の設置や建設作業の実施について届出及び規制基準を遵守が義務づけられています。

本書はこれらの概要をまとめたものです。

事業者の方はこれらの届出を確実にこなうとともに、規制基準を遵守し、周辺環境の保全に努めてください。

また、騒音・振動公害は感覚的要素、感情的要素の強い公害です。

苦情やトラブルを事前に防ぐためには、規制基準を遵守すると同時に、工事実施前の十分な地元説明等の実施や周辺住民との日頃からの円滑なコミュニケーションの確保等に配慮してください。

松江市 環境保全部 環境保全課

騒音・振動各種届出の手引

騒音・振動各種届出の手引

平成12年4月1日施行 地方分権の推進を図るための関係法律の施行に伴う騒音規制法の改正により、騒音特定施設の規制事務は市町村の自治事務となり、松江市の指定地域内において、騒音規制法、振動規制法の特定施設（P.9，P.10，P.12 参照）及び騒音規制法、振動規制法の特定建設作業（P.10，P.11，P.13 参照）を実施しようとする場合には、各種法令に基づき所定の様式により松江市環境保全部環境保全課保全係（松江市学園南一丁目17番24号：松江市環境センター内：TEL 0852-55-5274）に届出が必要です。

指定地域については松江市環境保全課に縦覧図面がありますので、詳細については、縦覧図面で確認願いますが、都市計画法の市街化区域が指定地域に一致しますので、原則として市街化区域内でこれらの施設の設置や作業を行なう場合には届出が必要です。

1，騒音規制法、振動規制法による特定施設の届出

- (1) 特定施設を設置する場合 → 特定施設設置届出書（工事開始30日前）
- (2) 地域が指定地域となり、すでに特定施設を設置している場合又は施設が特定施設となった場合 → 特定施設使用届出書（指定地域となった日又は特定施設となった日から30日以内）
- (3) 特定施設の種類及び能力ごとの数を増加する場合及び使用する時間帯を変更する場合 → 特定施設の数変更届出書（工事開始30日前）
- (4) 騒音・振動の防止の方法を変更する場合 → 防止の方法変更届出書（工事開始30日前）
- (5) 届出者の氏名、名称、住所が変わった場合 → 氏名変更届出書（その日から30日以内）
- (6) すべての特定施設の使用を廃止した場合 → 特定施設使用全廃届出書（すべての特定施設の使用を廃止した日から30日以内）
- (7) 届出をした者からすべての特定施設を譲り受けたり、借り受けたりした場合 → 承継届出書（継承があった日から30日以内）

これらの届出は正本に写しを添え2部提出してください。

2 , 騒音規制法、振動規制法による特定建設作業の届出

- (1) 届出は元請業者名で行い、届出書の提出は現場責任者が行なってください。
- (2) 届出書は、特定建設作業の種類ごとに2部作成して提出してください。
- (3) 届出は、当該特定建設作業の開始の日の7日前までに提出してください。
- (4) 届出書の記載要領

届出者は、代表者の名前で行なってください。なお、代表者が届出をすることが困難な場合は、委任状を提出してください。

建設工事の名称は、「ビル新築工事」等工事名を記入してください。

建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類とは、上記を補足する意味で具体的な工事の内容を書いてください。

特定建設作業の種類は P.10 , P.11 及び P.13 の表の中から該当するものを記入してください。

[例 : くい打機を使用する作業、さく岩機を使用する作業、等]

機械の名称、形式及び仕様は P.10 , P.11 及び P.13 の表の中から該当するものを記入し、当該機械のメーカー名、型式を記入してください。

特定建設作業の実施の期間は、全期間日数を書き、作業を行わない日を明記してください。

作業日の欄は開始時刻、終了時刻の同じ日をまとめ、その日数を記入し、実働時間の欄はその場合の1日の実働時間を記入してください。

騒音、振動の防止の方法は、対策を具体的に記入し、必要に応じ別紙図面等を使用してください。

添付書類として付近見取図及び工程表を添付してください。

やむを得ない理由で夜間に作業を実施する場合は、その理由を説明する書類(道路占有許可証の写等)を添付してください。

これらの届出は正本に写しを添え2部提出してください。

指 定 地 域

用途地域	騒音規制法 区域の区分	振動規制法 区域の区分	特定建設作業 区域の区分 (騒音・振動)
第 1 種低層住居専用地域	第 1 種区域	第 1 種区域	1号区域
第 2 種低層住居専用地域			
第 1 種中高層住居専用地域	第 2 種区域		
第 2 種中高層住居専用地域			
第 1 種住居地域			
第 2 種住居地域			
準住居地域			
近隣商業地域	第 3 種区域		第 2 種区域
商業地域			
準工業地域			
工業地域	第 4 種区域		2号区域
工業専用地域	除外	除外	除外
都市計画区域内の白地	除外	除外	除外

各種基準及び特定施設等

特定工場等において発生する騒音の規制基準（昭和 62 年 3 月 17 日島根県告示第 312 号）

	昼 間	朝 夕	夜 間
第 1 種区域	5 0 d B (A)	4 0 d B (A)	4 0 d B (A)
第 2 種区域	5 5 d B (A)	4 5 d B (A)	4 0 d B (A)
第 3 種区域	6 5 d B (A)	6 0 d B (A)	5 0 d B (A)
第 4 種区域	7 0 d B (A)	7 0 d B (A)	6 0 d B (A)

備考 1 .昼間とは、午前 8 時から午後 6 時までとし、朝とは、午前 6 時から午前 8 時までとし、夕とは、午後 6 時から午後 9 時までとし、夜間とは、午後 9 時から翌日の午前 6 時までとする。

2 . 第 1 種区域：第 1 種低層住居専用地域及び第 2 種低層住居専用地域

第 2 種区域：第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域

第 3 種区域：近隣商業地域、商業地域及び準工業地域

第 4 種区域：工業地域

（注）上表は、騒音特定施設（騒音規制法施行令第 1 条で定める施設）を設置する工場等において発生する騒音の当該工場等の敷地の境界線における大きさについて、区域及び時間の区分ごとに定めた許容限度である。

関係法令：騒音規制法（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 98 条）第 3 条第 1 項及び第 4 条第 1 項

騒音規制法に基づく騒音の規制地域、規制基準等（昭和 62 年 3 月 17 日島根県告示第 312 号）の一部改正、平成 12 年 3 月 17 日島根県告示第 201 号

騒音に関する特定施設 騒音規制法（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 98 号）第 2 条第 1 項

同施行令（昭和 43 年 11 月 27 日政令第 324 号）第 1 条の別表第 1

1. 騒音規制法

(1) 金属加工機械

イ) 圧延機械（原動機の定格出力の合計が 22.5 キロワット以上のものに限る。）

ロ) 製管機械

ハ) ベンディングマシン（ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。）

ニ) 液圧プレス（矯正プレスを除く。）

ホ) 機械プレス（呼び加圧能力が 294 キロニュートン以上のものに限る。）

ヘ) せん断機（原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。）

ト) 鍛造機

- チ) ワイヤフォーミングマシン
- リ) プラスト(タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。)
- ヌ) タンブラー
- ル) 切断機(といしを用いるものに限る。)
- (2) 空気圧縮機、クーリングタワー及び送風機(原動機の定格出力が7.5キロワット以上に限る。)
- (3) 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)
- (4) 織機(原動機を用いるものに限る。)
- (5) 建設用資材製造機械
 - イ) コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。)
 - ロ) アスファルトプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)
- (6) 穀物用製粉機(ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)
- (7) 木材加工機械
 - イ) ドラムパーカー
 - ロ) チッパー(原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。)
 - ハ) 碎木機
 - ニ) 帯のこ盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が15キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。)
 - ホ) 丸のこ盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が15キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。)
 - ヘ) かな盤(原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。)
- (8) 抄紙機
- (9) 印刷機械(原動機を用いるものに限る。)
- (10) 合成樹脂用射出成形機
- (11) 鋳造型機(ジョルト式のものに限る。)

騒音規制法の特定建設作業の種類

騒音規制法(昭和43年6月10日法律第98号)第2条第3項

同施行令(昭和43年11月27日政令第324号)第2条の別表第2

1. くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)
2. びょう打機を使用する作業
3. さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルをこえない作業に限る。)

4. 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるのものであって、その原動機の定格出力が 15 キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
5. コンクリートプラント（混練機の混練容量が 0.45 立方メートル以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が 200 キログラム以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
6. バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境庁長官が指定するものを除き、原動機の定格出力が 80 キロワット以上のものに限る。）を使用する作業
7. トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境庁長官が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70 キロワット以上のものに限る。）を使用する作業
8. ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境庁長官が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40 キロワット以上のものに限る。）を使用する作業

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

（昭和 43 年 11 月 27 日厚生省、建設省告示第 1 号）

	騒音の 大きさ	作業時間		作業期間		作業禁 止日	例外の 場合
		1号区域	2号区域	1号区域	2号区域		
くい打機等	85 d B 以下	午前 7 時か ら午後 7 時 まで ただし、1 日 10 時間 以内	午前 6 時か ら午後 10 時まで ただし、1 日 14 時間 以内	連続 6 日間		日曜・そ の他の 休日	災害等 の場合 人命、身 体の危 険防止 の場合 等
びょう打機							
さく岩機							
空気圧縮機							
コンクリートプラント等							
バックホウ							
トラクターショベル							
ブルドーザー							

備考 第 1 号区域

第 1 種、第 2 種低層住居専用地域・第 1 種、第 2 種中高層住居専用地域・第 1 種、第 2 種住居地域・準住居地域・近隣商業・商業・準工業地域

第 2 号区域

工業地域

（注）基準値は、作業現場の敷地の境界

関係法令：騒音規制法（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 98 号）第 14 条第 1 項及び第 15 条第 1 項
騒音規制法に基づく騒音規制地域、規制基準等（昭和 62 年告示第 312 号）の一部
改正、平成 12 年 3 月 17 日島根県告示第 312 号

特定工場等において発生する振動の規制地域及び規制基準

(昭和62年3月17日島根県告示第313号)

	昼間	夜間
第1種区域	60dB	55dB
第2種区域	65dB	60dB
備考 1.昼間とは、午前8時から午後7時までとし、夜間とは、午後7時から翌日の午前8時までとする。 2.各区域は告示で指定されている。		

(注) 第1種区域は島根県における特定工場等において発生する騒音の規制基準の区域の区分の第1種区域及び第2種区域とし、第2種区域は騒音の第3種区域及び第4種区域とする。
関係法令：振動規制法(昭和51年6月10日法律第64号)第3条第1項及び第4条第1項

振動に関する特定施設 振動規制法(昭和51年6月10日法律第64号)第2条第1項
同施行令(昭和51年10月22日政令第280号)第1条の別表第1

1. 金属加工機械
 - イ) 液圧プレス(矯正プレスを除く。)
 - ロ) 機械プレス
 - ハ) せん断機(原動機の定格出力が1キロワット以上のものに限る。)
 - ニ) 鍛造機
 - ホ) ワイヤーフォーミングマシン(原動機の定格出力が37.5キロワット以上のものに限る。)
2. 圧縮機(原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)
3. 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)
4. 織機(原動機を用いるものに限る。)
5. コンクリートブロックマシン(原動機の定格出力の合計が2.95キロワット以上のものに限る。)並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械(原動機の定格出力の合計が10キロワット以上のものに限る。)
6. 木材加工機械
 - イ) ドラムバーカー
 - ロ) チッパー(原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。)
7. 印刷機械(原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。)
8. ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機(カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30キロワット以上のものに限る。)
9. 合成樹脂用射出成形機
10. 鋳型造型機(ジヨルト式のものに限る。)

振動規制法の特定建設作業の種類

振動規制法（昭和 51 年 6 月 10 日法律第 64 号）第 2 条第 3 項

同施行令（昭和 51 年 10 月 22 日政令第 280 号）第 2 条の別表第 2

1. くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい抜機を除く。）を使用する作業
2. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3. 舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る。）
4. ブレーカー（手持ち式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る。）

特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

振動規制法施行規則（昭和 51 年 11 月 10 日総理府令第 58 号）第 11 条の別表第 1

	振動の 大きさ	作業ができ ない時間		1 日当たり の作業時間		同一場所にお ける作業期間		作業禁 止日	例外の 場合
		1 号区域	2 号区域	1 号区域	2 号区域	1 号区域	2 号区域		
くい打機等を使用する作業	75 d B を超え る大き さのも のでな いこと。	午後 7 時 から午 前 7 時ま で	午後 10 時から 午前 6 時 まで	10 時間	14 時間	連続 6 日	日曜・そ の他の 休日	災害等 の場合 人命、身 体の危 険防止 の場合 等	
鋼球を使用する 作業									
舗装版破碎機を 使用する作業									
ブレーカーを使 用する作業									

備考 第 1 号区域

第 1 種、第 2 種低層住居専用地域・第 1 種、第 2 種中高層住居専用地域・第 1 種、第 2 種住居地域・準住居地域・近隣商業・商業・準工業地域

第 2 号区域

工業地域

（注）振動の大きさの規制の場所は特定建設作業の場所の敷地の境界線。

災害その他非常の事態等には振動の大きさ以外の制限は適用されない。

関係法令：振動規制法（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 64 号）第 14 条第 1 項及び第 15 条第 1 項
振動規制法に基づく振動規制地域、規制基準等（昭和 62 年告示第 313 号）の一部改正、平成 12 年 3 月 17 日島根県告示第 202 号

各 種 法 令

騒音規制法

(昭和 43 年 6 月 10 日・法律第 98 号)

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この法律は、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴つて発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行なうとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において「特定施設」とは、工場又は事業場（鉱山保安法（昭和 24 年法律 70 号）第 2 条第 2 項に規定する鉱山を除く。以下同じ。）に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設であつて政令で定めるものをいう。

2 この法律において「規制基準」とは、特定施設を設置する工場又は事業場（以下「特定工場等」という。）において発生する騒音の特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度をいう。

3 この法律において、「特定建設作業」とは、建設工事として行なわれる作業のうち、著しい騒音を発生する作業であつて政令で定めるものをいう。

4 この法律において「自動車騒音」とは、自動車（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 2 条第 2 項に規定する自動車であつて総理府令で定めるもの及び同条第 3 項に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。）の運行に伴い発生する騒音をいう。

(地域の指定)

第 3 条 都道府県知事は、住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴つて発生する騒音について規制する地域として指定しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により地域を指定しようとするときは、関係市町村長の意見をきかなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

3 都道府県知事は、第 1 項の規定により地域を指定するときは、総理府令で定めるところにより、公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

第 2 章 特定工場等に関する規制

(規制基準の設定)

第 4 条 都道府県知事は、前条第 1 項の規定により地域を指定するときは、環境庁長官が

特定工場等において発生する騒音について規制する必要の程度に応じて昼間、夜間その他の時間の区分及び区域の区分ごとに定める基準の範囲内において、当該地域について、これらの区分に対応する時間及び区域の区分ごとの規制基準を定めなければならない。

2 市町村は、前条第 1 項の規定により指定された地域（以下「指定地域」という。）の全部又は一部について、当該地域の自然的、社会的条件に特別の事情があるため、前項の規定により定められた規制基準によつては当該地域の住民の生活環境を保全することが十分でないと認めるときは、条例で、環境庁長官の定める範囲内において、同項の規制基準にかえて適用すべき規制基準を定めることができる。

3 前条第 3 項の規定は、第 1 項の規定による規制基準の設定並びにその変更及び廃止について準用する。

（規制基準の遵守義務）

第 5 条 指定地域内に特定工場等を設置している者は、当該特定工場等に係る規制基準を遵守しなければならない。

（特定施設の設置の届出）

第 6 条 指定地域内において工場又は事業場（特定施設が設置されてないものに限る。）に特定施設を設置しようとする者は、その特定施設の設置の工事の開始の日の 30 日前までに、総理府令で定めるところにより、次の事項を市町村長に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
- 三 特定施設の種類ごとの数
- 四 騒音の防止の方法
- 五 その他総理府令で定める事項

2 前項の規定による届出には、特定施設の配置図その他総理府令で定める書類を添附しなければならない。

（改善勧告及び改善命令）

第 12 条 市町村長は、指定地域内に設置されている特定工場等において発生する騒音が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、当該特定工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、又は特定施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができる。

2 市町村長は、第 9 条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定施設を設置しているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、同条又は同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善又は特定施設の使用の方法若しくは配置の変更を命ずることができる。

3 前 2 項の規定は、第 7 条第 1 項の規定による届出をした者の当該届出に係る特定工場等については、同項に規定する指定地域となつた日又は同項に規定する特定施設となつた

日から 3 年間は、適用しない。ただし、当該地域が指定地域となつた際又は当該施設が特定施設となつた際その者に適用されている地方公共団体の条例の規定で第 1 項の規定に相当するものがあるとき、及びその者が第 8 条第 1 項の規定による届出をした場合において当該届出が受理された日から 30 日を経過したときは、この限りでない。

第 3 章 特定建設作業に関する規制

(特定建設作業の実施の届出)

第 14 条 指定地域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、当該特定建設作業の開始の日の 7 日前までに、総理府令で定めるところにより、次の事項を市町村長に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類
 - 三 特定建設作業の場所及び実施の期間
 - 四 騒音の防止の方法
 - 五 その他総理府令で定める事項
- 2 前項ただし書の場合において、当該建設工事を施工する者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を市町村長に届け出なければならない。
- 3 前 2 項の規定による届出には、当該特定建設作業の場所の附近の見取図その他総理府令で定める書類を添附しなければならない。

(改善勧告及び改善命令)

第 15 条 市町村長は、指定地域内において行われる特定建設作業に伴つて発生する騒音が昼間、夜間その他の時間の区分及び特定建設作業の作業時間等の区分並びに区域の区分ごとに環境庁長官の定める基準に適合しないことによりその特定建設作業の場所の周辺的生活環境が著しく損なわれると認めるときは、当該建設工事を施工する者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。

- 2 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行つているときは、期限を定めて、同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善又は特定建設作業の作業時間の変更を命令を命ずることができる。
- 3 市町村長は、公共性のある施設又は工作物に係る建設工事としてとして行われる特定建設作業について前 2 項の規定による勧告は又は命令を行うに当たつては、当該建設工事の円滑な実施について特に配慮しなければならない。

第5章 雑則

(報告及び検査)

第20条 市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定施設を設置する者若しくは特定建設作業を伴う建設工事を施工する者に対し、特定施設の状況、特定建設作業の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、特定施設を設置する者の特定工場等若しくは特定建設作業を伴う建設工事を施工する者の建設工事の場所に立ち入り、特定施設その他の物件を検査させることができる。

2. 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
3. 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(政令で定める市町村の長による事務の処理)

第25条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市町村(特別区を含む。)の長が行うこととすることができる。

第6章 罰則

第29条 第12条第2項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

第30条 第6条第1項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は第15条第2項の規定による命令に違反した者は、5万円以下の罰金に処する。

第31条 第7条第1項、第8条第1項若しくは第14条第1項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は第20条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、3万円以下の罰金に処する。

第32条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第33条 第10条、第11条第3項又は第14条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、1万円以下の過料に処する。

振 動 規 制 法

(昭和 51 年 6 月 10 日・法律第 64 号)

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この法律は、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴つて発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請の措置を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において「特定施設」とは、工場又は事業場（鉱山保安法（昭和 24 年法律 70 号）第 2 条第 2 項に規定する鉱山を除く。以下同じ。）に設置される施設のうち、著しい振動を発生する施設であつて政令で定めるものをいう。

2 この法律において「規制基準」とは、特定施設を設置する工場又は事業場（以下「特定工場等」という。）において発生する振動の特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度をいう。

3 この法律において「特定建設作業」とは、建設工事として行われる作業のうち、著しい振動を発生する作業であつて政令で定めるものをいう。

4 この法律において「道路交通振動」とは、自動車（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 2 条第 2 項に規定する自動車及び同条第 3 項に規定する原動機付自転車をいう。）が道路を通行することに伴い発生する振動をいう。

(地域の指定)

第 3 条 都道府県知事は、住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の地域で振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認めるものを指定しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、関係市町村長の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

3 都道府県知事は、第 1 項の規定による指定をするときは、総理府令で定めるところにより、公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

第 2 章 特定工場等に関する規制

(規制基準の設定)

第 4 条 都道府県知事は、前条第 1 項の規定による指定をするときは、環境庁長官が特定工場等において発生する振動について規制する必要の程度に応じて昼間、夜間その他の

時間の区分及び区域の区分ごとに定める基準の範囲内において、当該指定に係る地域について、これらの区分に対応する時間及び区域の区分ごとの規制基準を定めなければならない。

2 市町村は、前条第 1 項の規定により指定された地域（以下「指定地域」という。）の全部又は一部について、当該地域の自然的、社会的条件に特別の事情があるため、前項の規定により定められた規制基準によつては当該地域の住民の生活環境を保全することが十分でないと認めるときは、条例で、環境庁長官の定める範囲内において、同項の規制基準に代えて適用すべき規制基準を定めることができる。

3 前条第 3 項の規定は、第 1 項の規定による規制基準の設定並びにその変更及び廃止について準用する。

（規制基準の遵守義務）

第 5 条 指定地域内に特定工場等を設置している者は、当該特定工場等に係る規制基準を遵守しなければならない。

（特定施設の設置の届出）

第 6 条 指定地域内において工場又は事業場（特定施設が設置されてないものに限る。）に特定施設を設置しようとする者は、その特定施設の設置の工事の開始の日の 30 日前までに、総理府令で定めるところにより、次の事項を市町村長に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 工場又は事業場の名称及び所在地

三 特定施設の種類及び能力ごとの数

四 振動の防止の方法

五 特定施設の使用の方法

六 その他総理府令で定める事項

2 前項の規定による届出には、特定施設の配置図その他総理府令で定める書類を添付しなければならない。

（改善勧告及び改善命令）

第 12 条 市町村長は、指定地域内に設置されている特定工場等において発生する振動が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺的生活環境が損なわれていると認めるときは、当該特定工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、振動の防止の方法を改善し、又は特定施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができる。

2 市町村長は、第 9 条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定施設を設置しているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

3 前 2 項の規定は、第 7 条第 1 項の規定による届出をした者の当該届出に係る特定工場等については、同項に規定する指定地域となつた日又は同項に規定する特定施設となつた

日から3年間（当該施設が政令で定める施設である場合にあっては、4年間）は、適用しない。ただし、当該地域が指定地域となつた際又は当該施設が特定施設となつた際にその者に適用されている地方公共団体の条例の規定で第1項の規定に相当するものがあるとき、及びその者が第8条第1項の規定による届出をした場合において当該届出が受理された日から30日を経過したときは、この限りでない。

第3章 特定建設作業に関する規制

（特定建設作業の実施の届出）

第14条 指定地域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、当該特定建設作業の開始の日の7日前までに、総理府令で定めるところにより、次の事項を市町村長に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類
 - 三 特定建設作業の種類、場所、実施期間及び作業時間
 - 四 振動の防止の方法
 - 五 その他総理府令で定める事項
- 2 前項ただし書の場合において、当該建設工事を施工する者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を市町村長に届け出なければならない。
- 3 前2項の規定による届出には、当該特定建設作業の場所の付近の見取図その他総理府令で定める書類を添付しなければならない。

（改善勧告及び改善命令）

第15条 市町村長は、指定地域内において行われる特定建設作業に伴つて発生する振動が総理府令で定める基準に適合しないことによりその特定建設作業の場所の周辺的生活環境が著しく損なわれると認めるときは、当該建設工事を施工する者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、振動の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。

- 2 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行つているときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。
- 3 市町村長は、当該施設又は工作物に係る建設工事の工期が遅延することによつて公共の福祉に著しい障害を及ぼすおそれのあるときは、当該施設又は工作物に係る建設工事としてとして行われる特定建設作業について前2項の規定による勧告又は命令を行うに当たっては、生活環境の保全に十分留意しつつ、当該建設工事の実施に著しい支障を生じないよう配慮しなければならない。

第5章 雑則

(報告及び検査)

第17条 市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定施設を設置する者若しくは特定建設作業を伴う建設工事を施工する者に対し、特定施設の状況、特定建設作業の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、特定施設を設置する者の特定工場等若しくは特定建設作業を伴う建設工事を施工する者の建設工事の場所に立ち入り、特定施設その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(政令で定める市町村の長による事務の処理)

第23条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市(特別区を含む。)の長が行うこととすることができる。

第6章 罰則

第25条 第12条第2項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第26条 第6条第1項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は第15条第2項の規定による命令に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。

第27条 第7条第1項、第8条第1項若しくは第2項若しくは第14条第1項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は第17条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、10万円以下の罰金に処する。

第28条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第29条 第10条、第11条第3項又は第14条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、3万円以下の過料に処する。